

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、効率的かつ健全な企業経営を可能にするシステムをいかに構築し、それを運営・管理するプロセスそのものであると考えております。当社では、株主の視点に立って企業経営の透明性を高め、経営資源の最適配分によってステークホルダー（株主、債権者、取引先、従業員等）の利益を最大化するための体制づくりをコーポレート・ガバナンスの目標としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

議決権の電子行使プラットフォームの利用や英語版招集通知の提供については、現状の株主構成をもとに、今後の株主構成の変化等に留意しつつ、その導入等について継続的に検討してまいります。

【補充原則3-1-2 適切な情報開示と透明性の確保】

当社の株主構成等を踏まえ、現状では英語での情報の開示等を行っていませんが、株式市場の更なるグローバル化を視野に入れながら、今後の当社株主構成の変化に留意しつつ、その導入等について継続的に検討してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法令や東京証券取引所が定める独立社外取締役の基準、及び一般社会通念上の許容の判断をもって、その外形的な要件とするともに、その知識と経験、専門分野等を面談等で検討し、総合的資質要件をもって選定を行ってまいります。

なお、当社及び当社を取り巻くステークホルダーとの関係を照らし合わせ、今後更にその基準の明確化が必要とされる場合は、この策定への検討を進めてまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会等の責務】

＜取締役会の実効性についての概要の開示＞

取締役会は、全ての取締役に対し、取締役会全体の実効性、役員個々の取組等について、自己評価の手法をもってその確認と検証を行い、改善と啓蒙の繰り返しをもって継続的に意識の向上を図っております。

これら結果については、取締役会において検討され、企業自治において消化吸收すべき事案と捉えるとともに、取締役会全体の実行性の評価につきましては、別途開示する監査等委員会の監査報告書や独立外部会計監査人の内部統制監査報告書による報告判断に委ねられるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社の企業価値の向上に資すると考えられる相手先について、政策的に株式を保有する方針です。

これは、業務や取引の維持強化、地元企業間の有機的な連携性などを判断の背景とし、協業関係、安定的な取引関係を図ることで、その関係の維持強化を目的とするものです。

その保有銘柄の変更、保有高の増減、もしくは議決権の行使の判断についても上記の目的を第一義に、個々判断を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社がその関連当事者と取引を行う場合、社外役員が出席する取締役会において、法令等に従った審議手続きを通じて当該取引条件の相当性を検証し、会社に不利益とならない内容の確認をもってその承認手続きを行います。

その承認の事前にあつては、書面説明と必要に応じて関係者の説明により、監査等委員会の検証対象としております。

その承認の事後にあつても、これらは外部会計監査人の検証対象として、再検証を受けます。

これら事前及び事後の手続きを通じ、関連当事者取引による当社及び株主共同の利益が害される事態の防止に努めてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は“共存共栄”の精神のもと、荷主と協力業者との一体信頼関係を築く姿勢を経営思考の基盤とし、総合物流業者として更なる高みと企業価値向上を目指してまいります。

また、その理念のもと、事業活動を通じて、当社を取り巻くステークホルダーへ当社企業価値の向上を還元できるサイクルの構築を目指してまいります。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

企業の意思決定の透明性や公正性を確保し、実効的コーポレート・ガバナンスを表明するため、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を踏まえた当社の基本的なガバナンスの体系を別途当社ホームページに掲載し、当社を取り巻くステークホルダーへの情報発信を進めてまいります。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の持続的成長を最終目的に、取締役の報酬にあつては、適切にインセンティブを付与すべく行なってまいります。

業務執行を主とする取締役の報酬にあつては、職責に応じて定められる固定的な基本報酬及び事業年度中の一定期間の業績に応じて支払わ

れる実業務への連動系の報酬でこれを構成しております。具体的な個々の報酬については、株主総会の承認を得た報酬枠内において、諮問委員会で事前検討され、監査等委員である取締役報酬は同委員会で協議決定され、監査等委員でない取締役報酬は監査等委員会他の意見等聴取を経て、代表取締役が総合的に判断してまいります。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指定を行うに当たっての方針と手続
取締役の指名にあつては、社内及び社外ともに、国籍・経歴・性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めています。業務執行を担当する取締役の選定にあつては、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識と経験を有し、更には十分な社会的信用を保持できる者を選定してまいります。
監査等委員である取締役の選定にあつては、その過半数を独立性の高い社外役員とすべく配慮し、監督機能を十分に発揮するため、上場企業としての必要不可欠な分野において、高い見識や豊富な経験を有する方を選定してまいります。
これらの資質を備えていると考えられる人物について、取締役会において多様な意見に基づく十分な審議と迅速かつ合理的な意思決定を行うことができるよう、諮問委員会及び監査等委員会において検討、審議され、取締役会において候補選定（若しくは決定）してまいります。

(5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指定を行う際の、個々の選任・指名についての説明
本件の説明は、適時開示をはじめ、株主総会招集通知等において、法令に則った説明をしております。今後もその人物の国籍・経歴・性別を問わず、人格・見識に優れている人物を選定し、これを説明してまいります。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】
＜当社の意思決定と業務執行及び監督機能についての概要＞
当社は監査等委員会設置会社として機関設計されており、監査等委員である取締役の過半数は独立性の高い社外取締役が就任しております。取締役会は代表取締役社長が議長を務め、取締役財務管理本部長がこの会議を主導し、法令や定款に定められた事項や当社グループに関する重要案件の討議と決定を行っております。
これに連動する支店長会議にあつては、代表取締役社長が議長を務め、取締役営業本部長がこれを主導します。
当該会議には全ての取締役と会社幹部（グループ企業担当職責者を含む）の出席を求め、会社の決定事項等の具現化、課題の対策などを協議し、情報共有を図っております。
また、その情報と指示は、グループ組織全体にトップダウンされ、同時に同会議の討議内容は経営陣幹部まで直接にボトムアップされております。
これら両会議に出席する監査等委員である取締役も必要に応じて適宜意見を述べ、不明瞭な部分への追加報告等を求めるなど、会社業務全般に関する適正性の確保と向上に努めます。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
監査等委員会設置会社として、独立社外取締役を複数名選任するに至り、社外性を有する取締役の立場から発せられる監査・監督の有用な助言や意見具申が期待できると認識しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
＜取締役の選任に関する方針・手続＞
取締役の指名にあつては、社内及び社外ともに、国籍・経歴・性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めています。業務執行を担当する取締役の選定にあつては、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、更には十分な社会的信用を保持できる者を選定してまいります。
監査等委員である取締役の選定にあつては、監査・監督機能を十分に発揮するため、上場企業としての必要不可欠な分野において高い見識や豊富な経験を有する方を選定してまいります。
これら選定に係るプロセスにおいて、その独立性と客観性及び透明性等を確保する選定の方法や手続にあつては、諮問委員会及び監査等委員会において検討され、最終的に取締役会において審査し候補者を決定してまいります。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
＜役員の兼任状況＞
当社は、他の上場会社の役員を兼務している役員はおりません。
社外取締役を含む全ての取締役の兼任兼職の状況は本コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書等を通じた開示を毎年及び必要に応じて行っておりますのでご覧ください。
なお、現況において、社外取締役がする当社経営への監査・監督及び意見や発議等に係る必要充分な濃度を鑑みるに、その兼任等の状況については問題のない範囲内のバランスにあると判断しております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】
コンプライアンス委員会の主導のもと、取締役は、その求められる役割や責務について、適宜その習得と継続的な向上に努めるとともに、役員の研鑽が適切に実行されるよう、同委員会はそのプログラムの選定斡旋や費用負担についての支援を行ってまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
上場企業として、一部投資家へのみへの情報開示や情報交換を行うという危険性を避けつつ、適切な透明性をもった範囲で対応し、公正な情報開示に努めてまいります。
株主をはじめとするステークホルダーからのご意見やご質問をお寄せ頂く窓口を当社ホームページに設け、IRチームでこの対応を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
共栄火災海上保険株式会社	1,170,000	9.56
株式会社みなと銀行	580,000	4.74

桧垣 千寿子	536,000	4.38
ふたば会(取引先持株会)	519,157	4.24
株式会社三井住友銀行	402,000	3.28
永田 光春	389,000	3.18
株式会社りそな銀行	300,000	2.45
加藤 清行	270,000	2.21
兵機海運株式会社従業員持株会	205,463	1.68
虹技株式会社	150,000	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加納 諄一	他の会社の出身者											
五島 大亮	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加納 諄一	○	○	——	長年の監査役経験を有し、企業統治に関する総合的な識見をもっていることから選任。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定。
五島 大亮	○	○	——	企業経営に直接関与された経験はありませんが、企業財務に関する監査の経験を積み、公認会計士・税理士としての専門的な識見をもっていることから選任。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を適正に遂行すべき取締役として、常勤監査等委員を1名選任しております。また、内部監査室を中心とする本社機構所属員が監査等委員会の職務の補助を兼務しております。その独立性を確保するため、指揮命令権、人事異動、評価、懲戒処分等に対する監査等委員会の同意権を社内規定により明確化しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は定期的または必要に応じて会合の場を持つようにし、情報共有の場を設けるようにしております。監査方法は内部統制システムを利用した内部監査室の監査を活用し、常勤監査等委員もしくは会計監査人が必要に応じ内部監査室員の実査に同行し、三者の連携を深めて参ります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

社外役員の独立性の深度に関する基準または方針につきましては、会社組織がほぼ単独独立会社であるため、特段の基準を設けておりませんが、現任の社外役員はもとより、社外役員として招聘すべき候補者の選定や選任に係る判断材料として、当社の現状及び想定される経営方針に照らし、当社が所属する証券取引所に提出する独立役員届出書の調査項目を参考に、独立役員としての高い独立性や社外性が確保されるに相当な判断が可能であると考えております。なお、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役への特別なインセンティブ付与は実施しておりません。これは、会社の利益は、株主への配当と内部留保に向けるものと考えことから、株主の意見、当社の財務基盤強化を待って検討したく考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

2016年度における当社の取締役（監査等委員を除く。）に対する役員報酬総額は、81百万円（うち社外取締役は0百万円。使用人兼務役員の使用人分給与23百万円は除く）、取締役（監査等委員）に対する役員報酬総額は、10百万円（うち社外取締役は4百万円。）監査役に対する監査役報酬総額は、2百万円（うち社外監査役は0百万円）となっております。

なお、当社は2016年度において、監査役設置会社に移行しておりますので監査役会設置会社の際の報酬も含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内（平成28年6月23日開催の第73回定期株主総会において120百万円と決議、但し、使用人部分は含まない）において、諮問委員会及び監査等委員会において検討され、最終的に取締役会において審査し決定しております。報酬の額は、事業規模、利益水準、従業員給与とのバランスを考慮して決定する方針としております。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の報酬額の限度内（平成28年6月23日開催の第73回定期株主総会において25百万円と決議）において、監査等委員会での協議によって定めております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、定期的に開催される「支店長会議」に取締役・各部長とともに参加し、社内情報を収集するのみならず、意見を陳述する機会を得ております。なお、この「支店長会議」は、当社の内部統制上は「取締役会」に準ずる重要会議として位置付けております。さらに、「取締役会」にも参加し、重要事項の決定プロセスに関与しております。その「取締役会」の前段階において、管理部門より「取締役会」の付議事項について事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督機関として、代表取締役が議長を務め、監査等委員が出席する「取締役会」を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会も随時開催しております。他に「取締役会」の意思決定を支援するため定期的に各店長を招集する「支店長会議」を開催し、セグメント別の動向、経営分析、顧客情報交換等を行い、トップダウンとボトムアップが融合する会議となっております。

「監査等委員会」も同様に毎月1回定期的に開催し、取締役会付議事項の事前審議や重要な稟議事項の内容審査を行っております。また、代表取締役の任命により業務執行取締役複数名で構成される諮問委員会にて協議された、取締役会上程前の取締役選解任議案、報酬決定議案等の事前審議を行い監査・監督機能を高めております。

会計監査につきましてはあけぼの監査法人と監査契約を締結し、公認会計士が会計監査業務を執行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は平成28年6月23日開催の定時株主総会における定款変更決議を受けて、監査等委員会設置会社へ移行しました。

取締役会における議決権を有し、複数名の独立社外取締役からなる監査等委員である取締役の監査・監督機能を最大限に活用し、透明性と機動性の高い経営の実現で、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化と経営の効率化が図れると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の開催にあつては5月中に当社ホームページ(及び東証サイト)を通じて、速やかに情報(議案の概要を含む)を開示してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現在実施しておりませんが、現状の株主構成をもとに、今後の株主構成の変化等に留意しつつ、その導入等については継続的に検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	(1)IR担当部署 財務部・管理部 (2)IR担当役員 取締役管理部長 安積 拓也 (3)IR事務連絡担当者 土井・米山	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「地球にやさしい内航海運」の業界スローガンのもと、二酸化炭素低減化基準(鉄道建設運輸施設整備支援機構)に沿った内航船の建造を進めるとともに、IMO(国際海事機関)により2020年1月から全船舶対象に強化されるSox規制(船舶燃料油に含まれる硫黄分の濃度規制)に対しては使用燃料のブレンド比率を適切にすることで対応してまいります。 また、船舶バラスト水の規制管理条約の発効に関しては、時間的制約、設置の制約及び収益性とのバランスを考慮し、企業として適切な判断を行ってまいります。 この他にも、国土交通省が主管する物流効率化法の適用に基づき二酸化炭素排出の低減への取り組みや、交通エコロジー・モビリティ財団によるエコ通勤の認定も継続しております。 時代と共に益々厳しくなる環境対応ではありますが、法令遵守の下にこれら問題への継続的な取り組みを行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンス、資産保全を目的に、いわゆる内部統制の6つの基本的要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITの利用)が業務に組み込まれたプロセスを構築し、そのプロセスを適切に機能させていくことがステークホルダーの声に応えるものと考えております。そのために、経営層から組織内の全ての者が、各々の役割と責任を十分に自覚した上で、その持ち場で全力にて業務にあたり、ベクトルを最大化することが内部統制システム構築の究極の目的と考えております。また、当社はこれらコーポレート・ガバナンス全般を企業の外的側面から歪めるものとして反社会的勢力の存在を警戒認識し、企業活動のなかで同勢力に対する監視、非接触および排除を図ってまいります。

(2) 内部統制の整備の状況

[1] 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、企業としての意思決定の透明性や公正性を高めるための基本指針としてこの継続的な向上を図る。
- ・役員、社員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たし、関係法令を遵守した行動を実践する。また、その徹底を図るため、内部監査室をコンプライアンスの統括部署と定め、同部署を中心にコンプライアンス教育を行う。
- ・不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員会(会)に入るシステムとして「内部通報規程」を設け、相互牽制の強化を図る。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」により保存・管理する。
- ・取締役は「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

[3] 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクを全社的視点で合理的かつ最適な方法で管理して、リターンを最大化するために「リスク管理規程」を制定し、リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、リスクについては各部門で潜在的リスクも含めて定例的に洗替を実施する。
- ・さらに、高度な危機管理としての「経営危機管理規程」を制定し、当社グループの経営に重大な影響を与える不測の事態に必要な初期対応を迅速に行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

[4] 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・各種の専門的な経営課題については、必要に応じて担当取締役が主導する会合等をもってこれを検討し、月例の取締役会での審議を効率的にすすめるボトムアップの役目を果す一方、期間ごとに開催される支店長会議では、各店からの課題解決の方向性を定めた上で、期間単位で着実にこの進捗を評価、指導していくトップダウンの役目が融合し、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- ・「職務分掌規程」「職務権限規程」により、職責の明確化と内部牽制が機能する体制を整備する。
- ・「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、重要な判断事項では上程、事前審査、裁決と3段階の検討機関を経ることにより、より重点的・効率的な職務執行を可能とする。

[5] 当会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は海外事業の一環としてタイの現地法人を実質支配するとともに、外航事業として海外仕組み船子会社(パナマ)等を有している。
- ・実質支配をする法人の役職員の職務管理やリスク管理にあっては、当社の役員又は社員を現地に駐在派遣させ、直接的間接的に管理指導させることにより、当社支店組織と同等レベルの精度をもって報告と問題点が取締役会に上がる仕組みを構築し、グループの一体管理を実践している。
- ・海外仕組み船子会社の業務は当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接執行しており、業務の適正性・グループ一体管理を実践している。

[6] 監査等委員会の職務を補助すべき者に関する事項(その者の独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項を含む)

- ・監査等委員会は、内部監査室の職員に監査等業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員はこれに関し、監査等委員会以外の取締役から何ら指示を受けない立場で遂行しなければならない。
- ・取締役もまた監査等業務の遂行に違背する行為をしない旨を「取締役会宣言」において定め、社内常時開示をもってこの実効性を確保する。
- ・監査等委員会は、適切な職務遂行のため監査等の環境の整備に努め、かつ取締役会は、監査等委員会の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。
- ・「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、監査等委員会に対し能動的に情報を提示し説明することを可能とする。

[7] 当社の役職員、若しくは子会社の役職員らから報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制(当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む)

- ・監査等委員は、取締役会はもとより支店長会議への参加により重要事項の報告を受ける他、自らも意見を陳述し積極的に各種情報の収集に努める。
- ・監査等委員会は、リスク管理委員会と情報を共有することにより、各種リスクの発生、対応、進捗状況等について直接・間接的に重要事項にアクセスするように努める。
- ・「内部通報規程」及び「取締役会宣言」を制定し、グループ全体でこれを適用することで、不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員会に入るシステムとし、当社グループの役職員が当該通報をしたことを理由に不利な取り扱いを禁止している。

[8] 監査等委員の本来の職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理などに係る方針に関する事項

- ・監査等委員からその業務に係る経費の請求等があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不適当である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

[9] その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・グループ全体を会社の支店組織と同等レベルの精度をもって管理することで、グループ全体から監査等委員会への通報の体制のルートが明確となり、必要な報告が適時に監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ・これを「取締役会宣言」で社内担保することで、監査等委員会の監査等の業務の実効性をより高める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)コンプライアンス マニュアルによる当社方針の明確化

・コンプライアンス マニュアル「社会に対する行動規範」項目において「反社会的勢力との対決」を定めており、これに従って、当社の全役職員は同勢力からの不当要求には毅然たる対応を示し、一切の関係を持たず、当然の事として同勢力の利用や利益供与等を一切禁じる。

(2)社内の組織対応と外部専門機関等との連携による反社会的勢力排除に関する体制の整備

・同勢力の対応統治部署を本社管理部とし、企業倫理に則り毅然かつ一貫した態度対応をもって同勢力に対処するとともに、連携機関等として、企業防衛対策協議会に所属するとともに警察機関や顧問弁護士との情報交換や協力を受け、同勢力排除の体制を整備。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

